

長尾校区コミュニティ協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、長尾校区コミュニティ協議会と称す。事務局はコミュニティ会長の所属する自治会集会所に置く。

(目的)

第2条 本会は、校区コミュニティ活動を通して住みよい町づくりを積極的に推進し、各自治会の発展と親睦並びに防犯・防災などに努めるとともに環境の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 生活環境の浄化保全、美観の維持等に関する事。
- (2) 社会福祉の充実増進、健康管理に関する事。
- (3) 文化と生涯学習に関する事。
- (4) 青少年の健全育成に関する事。
- (5) 長尾校区コミュニティ体育祭の実施。
- (6) スポーツ、レクリエーション、納涼大会に関する事。
- (7) 広報・啓発活動(機関紙・会報)に関する事。
- (8) 緑化推進(維持)に関する事。
- (9) 自主防災活動に関する事。
- (10) その他、地域コミュニティに関する事。

(組 織)

第4条 本会の委員は、校区内各種団体長及び地域代表者を以て構成する。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 各自治会、地区代表(ブロック) | (2) 福祉委員会 |
| (3) 体育振興会(体育委員会) | (4) 体育指導員 |
| (5) 交通対策協議会 | (6) 防犯協議会支部 |
| (7) 環境委員会 | (8) 広報部会 |
| (9) 青少年育成指導委員会 | (10) 民生委員・児童委員会 |
| (11) 青少年を守る会 | (12) 長尾小学校(常任顧問・相談役) |
| (13) 長尾中学校(常任顧問・相談役) | (14) 長尾小学校PTA |
| (15) 前庭議(相談役) | (16) 地域会 |
| (17) 赤十字奉仕団 | |

(新規加入)

第5条 新規加入を希望する自治会並びに各種団体については、本部執行役員会の承認を得て総会で了承を得なければならない。その間暫定委員とし、決議権は無いものとする。

(役員の人数)

第6条 役員の人数割りの基準は、各地区から次の通りとする。

- ① 長尾峠・長尾元町地区
- ② ポエムノール北山・家具町A地区
- ③ 長尾家具・北山地区
- ④ 竹見台地区

30名以内とする。

但し、事情が生じた場合には、基準にこだわらず会長が推薦し、本部執行役員会の承認を得て、実施することができる。

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長	1名	(2) 副会長	若干名
(3) 自主防災担当役員	1名	(4) 総務	1名
(5) 副総務	1名	(6) 会計	1名
(7) 本部執行役員	若干名	(8) 常任顧問	2名
(9) 相談役	3名	(10) 会計監査	2名

(役員の任期)

- 第8条 1. 役員の任期は、総会の日より3年間とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合、第6条に則り選出しなければならない。
この場合、任期は前任者の残任期間とする。
3. 欠員報告の時、新役員は会長が本部執行役員会に提案することができる。同時に本部執行役員会の承認を得なければならない。

(役員の選出と任務)

第9条 1. 役員の選出

- (1) 役員は会長が提案し、本部執行役員会で決定し、総会には報告、了承を得る。
(2) 第4条にもとづき、校区内各種団体長及び地域代表者は役員人事の推薦をすることができる。決定権は本部執行役員会にある。(但し、コミュニティに関する人事・公的機関より依頼を受けた人事)

尚、役員任期遂行中は本人の辞任届があつた場合を除き、役員の交代はできない。

2. 役員の任務

本会の目的を達成するため、次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。本部執行役員会の議長は会長若しくは会長が任命する者がこれに当る。
諸問題が発生した場合の対応策は、会長の責任のもとで、本部執行役員会で承認を得て、実施する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時には会務を代行する。
(3) 自主防災担当役員は、地域の安全点検や住民への防災認識の向上・訓練等を行い災害が発生した時は、災害本部を設置し救済活動及び復旧活動を統括する。
(4) 書記は、本会の事務・記録一切を担当する。
(5) 会計は、本会の経理一切を担当し、事務・記録を補佐する。
(6) 本部執行役員会の任務
(イ)会長の指示により、本会の業務を分担するとともに、各委員会の相談役に就任し連絡等を行なう。
(ロ)第13条に掲げた事項すべてにおいて協議し決定することができる。
(ハ)本部執行役員会は総会と同等の権利を持ち、その決議事項は総会に報告、了承を得る。
(7) 役員において本会に不適切と思われる事態が生じた場合は第26条の倫理委員会にかけることができる。

(役員の配置)

第10条 役員の配置に関しては本部執行役員会において決定する。

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会、本部執行役員会とする。

- (1)総会は、第4条の委員及び会計監査を以って構成、本会の最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会とする。
(2)本部執行役員会は、第7条(1)から(8)の役員を以って構成する。
(3)長尾校区コミュニティ協議会の会議には資格の無い人は出席できない。

(会議召集)

- 第12条 (1)定期総会は、毎年5月に会長が召集し、議長は会長若しくは会長が任命する者がこれに当たる。
(2)本部執行役員会は、月1回以上 会長が召集し、総会の決議事項を施行するとともに緊急事項を処理、決議、施行する。
(3)各種委員会、各種団体の代表者及び本部執行役員は、必要に応じて会長が召集することができる。
(4)3分の2以上の役員の要請があれば会長は1ヶ月以内に会議を招集しなければならない。
(臨時総会)

(総会)

第13条 総会では、次の事項を審議し決定する。

- (1) 役員人事に関すること。
(2) 予算及び事業計画に関すること。
(3) 決算及び事業報告に関すること。
(4) コミュニティ活動に関すること。
(5) 本会の会則の改廃に関すること。
(6) 枚方コミュニティ補助金の交付申請に関すること。
(7) その他

(会議の成立)

- 第14条 1. 総会は、委任状を含め過半数の出席者により成立する。
2. 本部執行役員会は、過半数の出席者により成立する。

(会議の決議)

- 第15条 1. 総会の決議については、委任状を含め出席者の2分の1以上を以って決する。また、可否同数の時は議長がこれを決する。
2. 本部執行役員会の決議については、出席者の2分の1以上を以って決する。また、可否同数の時は議長がこれを決する。

(会則の改廃)

- 第16条 会則は総会において委任状を含む3分の2以上の決議を以って改廃することができる。

(運営)

- 第17条 本会の主な行事に関することは、実行委員会を構成し実施する。

(閲覧)

- 第18条 (イ)コミュニティの委員が閲覧を希望した時は本部執行役員会に要望することができる。
(ロ)本部執行役員の過半数が帳簿の閲覧を請求した時は、閲覧させることができる。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(収入)

- 第20条 本会の必要な経理は、次の収入をもって充てる。
① 市又は、その他からの補助金
② 各自治会からの会費及び分担金
③ その他各種団体等からの寄付金

(分担金)

- 第21条 1. 各自治会からの会費及び分担金の負担割合は会員数とする。
2. 分担金の負担額については本部執行役員会で決定する。

(支出)

- 第22条 1. 本会の支出は、本部執行役員会の決議に基づき、会の目的に沿って行なう。
2. 各部会並びに委員会の補助金は市に準ずる。
3. 納入された負担金等は、理由のいかんを問わず払い戻さない。
4. 補助金を分配する場合の分配割合は会員数とする(本会員であること)。

(会計)

- 第23条 会計より出金する場合、事前に承認を得なければならない。
ただし、緊急の場合事後承認でもかまわない。
10万円未満の出金 本部執行役員会の承認
10万円以上の出金 総会の承認

(慶弔)

- 第24条 本部執行役員会で承認された慶弔につき支出する。

(会計監査)

- 第25条 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(倫理規定)

- 第26条 (1)本会の運営を円滑に運営するため倫理委員会を設ける。
(2)倫理委員会は本部執行役員会全員で以て構成し、別途掲げる「倫理委員会規定」で運営する。

(附則)

- 第27条 本会則は、平成17年11月21日より施行する。
平成19年 5月26日 第3回総会にて一部改訂
平成20年 5月24日 第4回総会にて改訂
平成21年 5月23日 第5回総会にて一部改訂
平成23年 5月28日 第7回総会にて一部改訂